

審査プロセスの改善について (試験研究用等原子炉施設)

令和4年12月15日

原子力規制庁 研究炉等審査部門

審査プロセスの改善に係るアイデア募集について

- ・経緯

第2回意見交換会を開催するにあたり、試験研究用等原子炉施設に係る審査プロセスの改善を図ることを目的として、当該改善のためのアイデア募集を実施しました。

- ・募集期間：令和4年11月9日～11月22日

- ・実施方法：メール

- ・アイデア数：12件（5設置者から回答あり）

1. 東京都市大学

2. 近畿大学

3. 京都大学

4. 株式会社日立製作所

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

アイデア募集に御協力いただき、ありがとうございました！

設置者から提案されたアイデア（1 / 5）

1. 東京都市大学

- 1-1. 申請手続等に関し、不慣れな事業所等もあると思われ、ひな型や申請書作成業務に係るフローのようなものが予め用意されていると良いと感じた。
- 1-2. 補正申請の回数が多くなった場合、被規制側、規制側双方で文書のやり取りが多くなるケースが考えられる。そのやりとりの際に、不備等を起こすリスクを減らす策として、申請段階に予め規制庁に申請書のレビューを受けるようなステップがあっても良いのではないかと考える。
- 1-3. 今回の3条改正に係る手続において、添付資料が添付されていないかという事案が見受けられたことから、申請時に申請する文書が揃っているか双方が確認できるチェックシートのようなものがあると良いのではないか。

設置者から提案されたアイデア（2 / 5）

2. 近畿大学

- 2-1. 型番を同じ既製品（誰でも購入できる製品）に交換する場合には、規制庁検査官の立会いのもと交換すれば、行政相談（設工認の可否）は不要とすると良い。

3. 京都大学

- 3-1. 基準規則の解釈は申請書を作成する上で大変役に立っておりますが、最初の制定から少し時間が経っております。新規制基準対応以降のこれまでの様々な審査の経験を踏まえて、この解釈の改訂、又は、より詳細なガイドのようなものを作って頂ければと思います。また、できればその中にグレーデッドアプローチの考え方や適用方法などを取り入れていただけると審査をさらにスムーズに進めることができるのではないかと思います。
- 3-2. 許可基準規則と技術基準規則で整合性がとれていない箇所が見受けられますので、改訂を検討して頂きたいと思います。

設置者から提案されたアイデア（4 / 5）

4. 株式会社日立製作所

- 4-1. 認可までの全体スケジュール、ステップの明確化
(審査期間、審査会合の回数の見通しの共有)
- 4-2. 重要度に応じた審査会合の要否判断
(審査の効率化)

設置者から提案されたアイデア（5 / 5）

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 5-1. ヒアリング前にドラフト版の資料案を事前送付し、規制庁が確認する機会を設け、相互の認識の齟齬が生じる可能性を低くすることにより、ヒアリングを効率的・効果的に進めることができると考える。
- 5-2. 面談資料の軽微な修正程度であれば面談の場で修正して相互確認まで済ませてしまい、その後課室長確認を経て規制庁送付→ホームページ掲載というようなことができると、面談回数や資料が増えることを抑えることができ、効率的になると考える。
- 5-3. リモートでの面談時に、資料共有機能やホワイトボード機能を利用して、説明やコメントを受けるかたちに（場合によってはその場で資料を修正）すれば、より認識齟齬が防げるかと思う。
- 5-4. 事実確認事項については、面談のみならず、メール等による資料説明での対応が可能となれば、面談回数を減らすことができ効率的になる可能性がある。

1. 東京都市大学からのアイデアに対する回答（1 / 3）

- 1-1. 申請手続等に関し、不慣れな事業所等もあると思われ、ひな型や申請書作成業務に係るフローのようなものが予め用意されていると良いと感じた。

【1-1 回答】

- 現時点では、ひな型やフローを作成することは考えていません。
- 既に許認可した申請書は、原子力規制委員会ホームページに掲載しておりますので、申請書を作成する上で悩まれる場合には、過去の申請書を参考にすることをおすすめします。

<原子力規制委員会ホームページ>

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiken.html

- 今後、意見交換会における議論を踏まえ、必要に応じて、ひな型や申請書作成に係るフロー等の作成を検討いたします。

1. 東京都市大学からのアイデアに対する回答（2 / 3）

- 1-2. 補正申請の回数が多くなった場合、被規制側、規制側双方で文書のやり取りが多くなるケースが考えられる。そのやりとりの際に、不備等を起こすリスクを減らす策として、申請段階に予め規制庁に申請書のレビューを受けるようなステップがあっても良いのではないかと考える。

【1-2 回答】

- 補正申請の前に、原子力規制庁が補正申請書の内容のレビューを行うようなステップは考えていません。
- その理由として、審査でのやりとりを踏まえた補正申請に反映すべき事項等については、補正申請前に設置者から説明される「補正の方針」で確認しており、当該方針に係る双方の共通認識を図っています。
- また、形式的な不備については、補正申請が原子力規制庁に提出された際、原子力規制庁において形式的な不備がないことを確認した上で、補正申請書を受領しています。
- 申請不備等を低減するため、申請書の提出にあたっては、設置者における品質マネジメントシステムに基づいた対応をお願いします。

1. 東京都市大学からのアイデアに対する回答（3 / 3）

- 1-3. 今回の3条改正に係る手続において、添付資料が添付されていなかったという事案が見受けられたことから、申請時に申請する文書が揃っているか双方が確認できるチェックシートのようなものがあると良いのではないかと。

【1-3 回答】

- 現時点では、チェックシートを作成することは考えていません。
- 設置（変更）許可申請書に添付すべき書類は、設置許可申請であれば試験炉規則第1条の3第2項、設置変更許可申請であれば試験炉規則第2条第2項で規定していますので、申請する文書が揃っているかの確認においては、これを参考にしてください。
- 今後、意見交換会における議論を踏まえ、必要に応じて、双方確認用のチェックシート等の作成を検討いたします。
- なお、申請に必要な添付資料が添付されているかなどの形式的な確認は、設置者から申請書が提出された際、原子力規制庁において形式的な確認をした上で、申請書を受領しています。
- 申請不備等を低減するため、申請書の提出にあたっては、設置者における品質マネジメントシステムに基づいた対応をお願いします。

2. 近畿大学からのアイデアに対する回答（1 / 1）

- 2-1. 型番を同じ既製品（誰でも購入できる製品）に交換する場合には、規制庁検査官の立会いのもと交換すれば、行政相談（設工認の可否）は不要とすると良い。

【2-1 回答】

- 設計及び工事の計画の認可申請（設工認申請）を不要とした事例は、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れ」（以下「審査業務の流れ」という。）でまとめています。設工認申請の可否を判断するにあたっては、「審査業務の流れ」を参考にしてください。
- 設工認申請を不要とした事例に該当する場合には、設工認申請は必要なく、行政相談の必要もありません。
- なお、設計及び工事の計画の認可申請の可否判断を迷う場合においては、行政相談をお願いします。

<審査業務の流れ>

<https://www.nra.go.jp/activity/regulation/tekigousei/untan.html>

該当箇所：P.81～

3. 京都大学からのアイデアに対する回答（1 / 1）

- 3-1. 基準規則の解釈は申請書を作成する上で大変役に立っておりますが、最初の制定から少し時間が経っております。新規制基準対応以降のこれまでの様々な審査の経験を踏まえて、この解釈の改訂、又は、より詳細なガイドのようなものを作って頂ければと思います。また、できればその中にグレーデッドアプローチの考え方や適用方法などを取り入れていただけると審査をさらにスムーズに進めることができるのではないかと思います。

【3-1 回答】

- 現時点では、解釈の改訂及び詳細なガイドを作成することは考えていませんが、今後、必要に応じて、解釈の改訂やガイドの制定を行うことを検討していきたいと考えています。
- 一方で、グレーデッドアプローチの考え方については、新規制基準施行以降の審査経験を踏まえ、既存の原子力規制委員会決定及び個別の業務文書を統合した「審査業務の流れ」でとりまとめていることから、これを参考にしてください。

- 3-2. 許可基準規則と技術基準規則で整合性がとれていない箇所が見受けられますので、改訂を検討して頂きたいと思います。

【3-2 回答】

- 許可基準規則と技術基準規則で整合性がとれていない部分があることは認識していることから、規則を改正する方向で検討を進めています。

4. 株式会社日立製作所からのアイデアに対する回答（1 / 2）

- 4-1. 認可までの全体スケジュール、ステップの明確化（審査期間、審査会合の回数の見通しの共有）

【4-1 回答】

- 全体スケジュールやステップの明確化について、個々の申請案件に対して、原子力規制庁から示すことは考えていません。
- その理由として、認可までのスケジュールや、審査会合及びヒアリングの回数等は、個々の申請案件に係る設置者の審査対応によるところがあります。
- 設置者が希望するスケジュールを審査会合で議論することにより、審査全体のスケジュール感について、双方の共通認識を図っていくことは可能です。

4. 株式会社日立製作所からのアイデアに対する回答（2 / 2）

・ 4-2. 重要度に応じた審査会合の要否判断（審査の効率化）

【4-2 回答】

- ・ 核燃料施設等の新規規制基準適合性審査等については、透明性を向上し、施設の多様性を考慮しつつ、審査をより有効的・合理的なものにしていくという観点から、公開の審査会合を行うことを原則としています。
- ・ 一方、申請内容を確認した上で、技術的な議論が必要がないと判断した場合には、審査会合を実施せずに処分しているものもあります。

<審査会合を実施せずに処分した例>

- ・ 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設保安規定変更承認（格納施設漏えい率の修正）（令和4年8月23日承認）
- ・ 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可（周辺管理区域の変更）（令和4年10月24日認可）

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からのアイデアに対する回答（1 / 2）

- 5-1. ヒアリング前にドラフト版の資料案を事前送付し、規制庁が確認する機会を設け、相互の認識の齟齬が生じる可能性を低くすることにより、ヒアリングを効率的・効果的に進めることができると考える。

【5-1 回答】

- 事前にヒアリング資料を用いた事実確認を行うことはなく、ヒアリング時に事実確認を実施します。
- 相互の認識の齟齬を防ぐための対応として、ヒアリング時の事実確認事項については、ヒアリングの最後に当該事項を双方で改めて認識共有し、かつ当該事項の審査資料への反映イメージを共有していくこととします。

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からのアイデアに対する回答（1 / 2）

- 5-2. 面談資料の軽微な修正程度であれば面談の場で修正して相互確認まで済ませてしまい、その後課室長確認を経て規制庁送付→ホームページ掲載というようなことができると、面談回数や資料が増えることを抑えることができ、効率的になると考える。

【5-2 回答】

- 面談やヒアリングの場での資料修正は必要ありません。
- その理由として、軽微な修正については、ヒアリングの議事要旨（文字起こし）で記録されていることから、ヒアリングでの説明をもって修正したとみなします。
- その上で、審査の過程において提出された審査資料（補足説明資料等）については審査資料一式での提出を求めますので、当該資料では修正を反映したものの提出をお願いします。

5. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からのアイデアに対する回答（2 / 2）

- 5-3. リモートでの面談時に、資料共有機能やホワイトボード機能を利用して、説明やコメントを受けるかたちに（場合によってはその場で資料を修正）すれば、より認識齟齬が防げるかと思う。

【5-3 回答】

- 資料共有機能やホワイトボード機能の有効な活用をお願いします。
- リモートでの面談等において、有効なコミュニケーションを図り、双方の認識齟齬が防ぐ観点から、有効なツールの活用をお願いします。

- 5-4. 事実確認事項については、面談のみならず、メール等による資料説明での対応が可能となれば、面談回数を減らすことができ効率的になる可能性がある。

【5-4 回答】

- 事実確認事項について、メール等による資料説明の対応は考えていません。
- その理由については、透明性の確保の観点及び双方の認識齟齬を防ぐ観点から、事実確認事項についてはヒアリングにて確認します。